

令6日中体発第365号

令和6年12月5日

都道府県中学校体育連盟 会長 様
事務局 様

(公財) 日本中学校体育連盟
会長 青海 正
(公印省略)

地域クラブ活動に所属する中学生の都道府県（市区町村）を
またいだ大会参加の規制緩和について（依頼）

平素より本連盟の運営に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和5年度より地域クラブ活動所属の中学生の全国中学校体育大会への参加については、令和4年6月13日に全国中学校体育大会開催基準に参加資格の特例を設け、さらに各競技部細則を付記し、参加を承認してきたところです。登録については、各都道府県中学校体育連盟に判断をお願いし、適正に取り組んでいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

さて、令和6年度全国中学校体育大会夏季大会は、北信越ブロック5県で16競技を開催され、ほとんどの競技で地域クラブ活動に所属する中学生の参加も昨年度より増加致しました。一方で、都道府県中学校体育連盟の登録及び大会への参加にかかる課題も顕在化しています。その一つが、標記の事案となります。

具体的には、所属校のある都道府県（市区町村）と異なる都道府県（市区町村）にある地域クラブ活動からの大会参加を認めない、いわゆる「都道府県またぎ禁止」「市区町村またぎ禁止」を定めた都道府県（市区町村）中学校体育連盟の大会参加規程の取扱いとなっています。（北海道、関東、北信越の中学校体育連盟は除く。）

このことについては、各方面からのより一層の参加資格の拡大の声などを勘案し、今年もスポーツ庁から本連盟に対し、国・自治体における部活動改革の取組（自治体を超えた広域的な取組を含む）なども踏まえ、令和7年度に向け、競技部細則の見直しとともに、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応についても検討するよう依頼がありました。

本連盟としましても、地域クラブ活動に所属する中学生の大会参加の機会確保の観点から、少なくとも、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合には、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が認められるよう、各都道府県中学校体育連盟において御協議いただき、御判断いただくようお願い申し上げます。

また、都道府県中学校体育連盟におかれては、域内の市区町村等の中学校体育連盟においても同様に御協議・御判断いただくよう周知願います。

なお、別途、スポーツ庁においては、今年度も都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、都道府県や市区町村の行政として何らかの制限を課している場合には、令和7年度に向け、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について検討を依頼していることを申し添えます。